

広域大学知的財産アドバイザー採用基準

平成23年3月
社団法人 発明協会

知的財産管理体制の構築を支援する専門家（以下「広域大学知的財産アドバイザー」という。）を広域ネットワークに派遣することを通じて、これから知的財産管理体制を構築する加入校については、知的財産管理体制を主体的に構築するための支援を行い、また、既に知的財産管理体制の構築がなされている加入校については、大学自身が自立して知的財産理部門を運営するための支援を行うことにより、我が国のイノベーション創出の基盤を強化するという「広域大学知的財産アドバイザー派遣事業」（以下「本事業」という。）の目的に鑑み、広域大学知的財産アドバイザーに求める採用基準を以下に定める。

〔採用基準〕

必須要件を充足する者の中から、必須要件の充足程度及び任意要件を総合的に評価し、広域ネットワークのニーズに適した人材を採用する。

1. 必須要件

- ① 知的財産制度に関する高度な専門的知識を有し、知的財産管理部門における十分な実務経験を有すること。
- ② 知的財産活動に関して指導的業務（管理職又はそれに相当）に携わった経験を有し、知的財産管理部門の人材育成能力を備えていること。
- ③ 大学の状況及びニーズに応じて、知的財産管理体制構築のプランニングができること。

2. 任意要件

- ① 大学の知的財産管理部門での業務経験を有すること。
- ② 大学における知的財産管理体制構築支援事業における大学知的財産アドバイザーとしての過去の評価（特許庁事業を含む）が高いこと。
- ③ 大学との間での共同研究・委託研究の推進など、産学連携についての実務経験を有すること。
- ④ 複数企業又は複数大学による共同研究開発プロジェクト等において、知的財産活動に関するマネジメント経験を有すること。
- ⑤ 大学における知的財産管理部門の構築支援についての情熱と、大学の組織に柔軟に対応できるメンタリティを備えていること。